

連結計算書類に係る監査委員会監査報告書のひな型について

社団法人 日本監査役協会

平成 16 年 4 月 6 日制定

- 1 この連結計算書類に係る監査報告書のひな型は、監査委員会が監査報告書を作成する際の参考に供する目的で、その様式、用語等を示すものである。本来、監査報告書は、各社がその監査の実状に基づいて作成するものであり、従って、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「商法特例法」という。）、及び商法施行規則等に従い、それぞれの創意工夫のうえ、作成されることが望ましい。
- 2 「監査の方法の概要」については、監査の信頼性を正確に判断できるように配慮しながら、監査委員会が実際に行った監査の方法について明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。

なお、先に公表した監査委員会の監査報告書のひな型と同様、連結会計の時代を迎えていることに配慮し、「監査の方法の概要」において、子会社及び連結子会社に対する会計に関する報告請求及び業務・財産状況の調査についても言及した。
- 3 「監査の結果」の項に関して指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する必要がある。
- 4 商法施行規則 189 条 2 項・同 183 条 3 項 4 号にいう必要な調査ができなかった場合には、その旨及びその理由を該当する項に記載する。
- 5 各監査委員は、監査委員会と異なる意見がある場合には、「監査の結果」の次の項に当該監査委員の氏名を記載し、異なる意見とその理由を明瞭かつ簡潔に記載する。
- 6 監査報告書には、連結計算書類作成会社又はその子法人等の取締役、執行役その他の業務を執行する役員から営業報告書に記載されていない後発事象として報告があったときは、その事実を記載しなければならない。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。
- 7 監査報告書は、電磁的記録により作成することもできる。

平成 年 月 日

株式会社
執行役 殿（注1）

監査委員会（注2）

連結計算書類に係る監査報告書の提出について

当監査委員会は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の32第2項及び商法施行規則第189条第1項の規定に基づき、別紙のとおり連結計算書類に係る監査報告書を作成いたしましたので、ここに提出いたします。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、その定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類につき、執行役等及び会計監査人から報告及び説明を受け（注3）、これに基づき検証いたしました。また、必要に応じて子会社及び連結子会社から会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました（注4）。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人（監査法人の名称又は公認会計士の事務所名若しくは氏名）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

3. 監査委員 の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

平成 年 月 日

株式会社 監査委員会

監査委員 印(注5)

監査委員 印

監査委員 印

(注) 監査委員 及び は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 21 条の 8 第 4 項ただし書に規定する社外取締役であります。

(注1) 連結書類に係る監査報告書の提出先は、商法施行規則 189 条により「指定執行役」(商法特例法 21 条の 26 第 1 項の「取締役会が指定した執行役」をいう。商法施行規則 187 条 1 項)とされている。その者の肩書・氏名等を記載する。

(注2) 送り状の監査委員会の印の取扱い及び監査委員名の表示については、各社の内規による。

(注3) 会計監査人に対して説明を求める権利は、各監査委員が行使することができ(商法施行規則 188 条 3 項)、監査委員会の決議により制限されるものではないことには留意されたい。

(注4) 子会社調査に関する言及は、各社の実状に応じて記載されたい。

(注5) 連結計算書類に係る監査報告書には署名押印または電子署名は要求されていない。ただ、少なくとも記名捺印を行うべきではあろう。